

検討会（第7回）の概要

政務活動費の再発防止策にかかる協議を行うため、第7回「政務活動費の適正使用に関する検討会」を開催した。

再発防止策について協議した結果、下記の再発防止策を実施することが正式に決定された。

副議長から継続して行っていた調査の結果が報告され、新たに不正が判明したものの（2,631,840円）について、追加の返還申入れを行うことが説明された。

議長から告発の趣旨に詐欺罪を加えた告発状を提出する予定であることが報告された。

記

1. 領収書のネット公開
2. 請求書、納品書の提出
3. 調査委託契約書の提出
4. 広報印刷物の提出
5. 広報印刷物の作成枚数の報告
6. アンケート調査のバックデータの会派保存
7. 第三者機関（税理士・公認会計士等）による監査
8. 年数回の議長の出納検査
9. 会派内での後払い方式の徹底
10. 領収書のみで支払を行わない（請求書・納品書・見積書等の確認）
11. 会計責任者及び担当者への定期的な講習
12. 広報印刷物の作成にあたっては、成果物に合わせて請求書、納品書、領収書を議長に提出するが、その際、配布方法、内容の詳細を明らかにすること
13. 支払いについては現金払いではなく振込を原則とすること
14. 神戸市会政務活動費の交付に関する条例に、会派の責務等の規定を新たに設けること
15. 調査委託における成果物（調査報告書）のネット公開
16. 広報印刷物のネット公開
（広報印刷物の作成枚数については、ネット公開される領収書のただし書において明らかにすること）